

## 解体工事業新設に伴う経過措置期間終了のお知らせ

以前からお知らせしておりましたとおり、平成 28 年 6 月 1 日施行の建設業法等の改正により、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設され、これにより、解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となりました。その際、施行後、設けられていた経過措置期間が、令和元年 5 月 31 日(金)をもって終了いたします。

令和元年 6 月 1 日(土)以降は、「解体工事業」の許可がない事業者は、解体工事を請け負うことができませんので、以下を確認のうえ、必要な手続きを期限までに終了していただくようお願いいたします。

### <必要な手続き>

#### ① 許可関係

解体工事業の請負金額  
が 500 万円以上の場合

「解体工事業」の許可を取得する  
(5 月 31 日(金)までに許可申請書を提出)  
◆経営事項審査を受審する場合：許可申請書提出期限は、5 月 21 日(火)です

解体工事業の請負金額  
が 500 万円未満の場合

「土木工事業」又は「建築工事業」  
の許可を取得している場合

手続きは不要です

「土木工事業」又は「建築工事業」  
の許可を取得していない場合

「解体工事業者登録」を行う  
(5 月 31 日(金)までに登録申請書を提出)

※上記の申請書の提出は、提出期限に土木政策課必着とします。

提出期限を過ぎた場合は、5 月内には「解体工事業」の許可が取得できませんので、ご注意ください。

#### ② 経営事項審査関係

※公共工事の入札に参加しようとする場合、必要です。

「解体工事業」  
の許可取得後

「とび・土工工事業」※の経営事項審査  
を受けており、「解体工事業」の公共工  
事を請負う場合

経営事項審査（再審査）を受ける  
(再審査期限は、5 月 28 日(火)です)

※平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を有し、経営事項審査を受けている事業者

## <高知県の入札参加資格について>

今年度の入札参加資格について、令和元年5月31日（経過措置期間終了日）までに、「解体工事業」の許可を有し、経審を受審していない場合は、令和元年6月1日以降の「解体工事業」の入札参加資格は取り消しとなります。（解体工事業に掲載されている名簿から抹消します。）

### ※市町村の取り扱い

市町村ごとで取り扱いが異なりますので、不明な点等ございましたら、各市町村に、直接お問い合わせください。

### <問い合わせ先>

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号  
高知県土木部 土木政策課 建設業振興担当  
TEL (088) 823-9815